

芥川特定都市河川指定の告示文

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、淀川水系芥川等の計6河川を特定都市河川に指定。
(令和7年6月20日 官報第1490号)

○国土交通省告示第四百七十二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

名称 芥川特定都市河川流域

区域 京都市京都市、大阪府高槻市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域
(図面省略)

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 芥川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
芥川	左岸 京都市京都市西京区大原野石作町一七五番一 地先 右岸 大阪府高槻市大字中畑小屋ヶ谷十五番地先	淀川への合流点
女瀬川	左岸 大阪府高槻市大字奈佐原百六十五番一 地先 右岸 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番地先	芥川への合流点
真如寺川	左岸 大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三 地先 右岸 大阪府高槻市浦堂二丁目七百三十四番九 地先	芥川への合流点
西山川	大阪府高槻市塚脇二丁目千三百三十五番三 地先	芥川への合流点
東山川	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七 地先	西山川への合流点
田能川	左岸 大阪府高槻市大字田能小字永田千八百 七番地先 右岸 大阪府高槻市大字田能小字飛田四番 三地先	芥川への合流点

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

芥川特定都市河川指定の区域

河川区間：淀川水系芥川等の計6河川
流域面積：約50.1km²
(高槻市の一部、京都市の一部)

